

平成10年6月3日

第1回超深地層研究所安全確認委員会概要

日 時：平成10年6月2日（火） 13:20 ～ 15:00

場 所：瑞浪市陶磁器会館3階大会議室

出席者：委員長 高嶋 芳男（瑞浪市長）
副委員長 日置 敏明（岐阜県企画部長）
副委員長 安藤 富夫（土岐市助役）
委 員 青木 治三（名古屋大学名誉教授）
委 員 宇野日出夫（土岐県事務所長）
委 員 正木 路雄（瑞浪市連合区長会長）
委 員 小栗 なつ子（瑞浪市連合婦人会長）
委 員 小栗 正臣（瑞浪市議会議長）
委 員 安藤 宗吉（土岐市自治会連絡協議会会長）
委 員 楓 すよ子（土岐市連合婦人会長）
委 員 石川 嘉康（土岐市議会研究学園都市対策特別委員会委員長）
委 員 塩谷 千尋（瑞浪市企画部長）
委 員 小林 貞夫（土岐市企画部長）
地元代表 小島 公平（月吉地区代表・対策委員会副委員長）
地元代表 山内 松好（月吉地区代表・対策委員会事務局長）
地元代表 永井 新介（河合地区代表）
事務局 瑞浪市企画政策課（福岡・安藤・水野・足立）
オブザーバー 有本建男 科学技術庁原子力局廃棄物政策課長
坪谷隆夫 動燃理事 木村雅彦 動燃東濃地科学センター所長
プレス 取材有り（9社）
傍聴者 14名

【概要】

- 地元代表者から、委嘱状受理は設置概要説明後とする議事日程変更の提案により変更する。
- 委員紹介後、委員長挨拶に続き、事務局より設置概要説明。
- 安全確認委員会設置要綱第2条の所掌事項に対し「委員会で推薦し委員長が指名するもの」また、第1条第1項第2号の研究所の範囲について「超深地層研究所のみならず、超深地層研究に関連する施設として確認の範囲を広げる」ことが提案された。確認の範囲については四者で検討後、次回の委員会で説明することで承認。
- 委員委嘱について、月吉地区、河合地区の代表委員は地元へ持ち帰り、設置概要を検討し、委員の参画について可否を決定する。

1、議事日程変更。

- 地元代表…委員委嘱は地域住民の代表として参加しており、委員会が意に添ったものか

確認後とされたいとの提案により設置要綱説明後とする日程変更。

2、質疑

- 地元代表…地元代表の委員委嘱は本日の説明を聞き、地元で協議し判断する。
 - …月吉地区は、超深地層研究所計画に対して反対の姿勢で安易に委嘱受けられない。
 - …第2条1項第2号の所掌事務で「委員長が指名したものを同行させる」を「委員会で推薦し、委員長が指名したものを同行させる。」に提案。
 - …安全確認の範囲は、研究所のみか。
- 事務局…要綱の第二条第二項の研究所の立入調査については、専門的な知識も要し、委員以外に参加していただくことで、逆に幅を広げている。
 - …委員会の設置目的については、協定書の内容から超深地層研究所に対してと捕らえている。
- 地元代表…広域地下水流動研究について、3月に署名を添え要望書を土岐市へ提出している。
 - …河合、定林寺地区で現在、中断している空中及び地上の物理探査に関して中止されたい。
 - …研究所も処分場にならないことを願っており、それを含めて土岐、瑞浪が処分地にならないことを確認する安全確認委員会の設置を強く求める。
 - …研究所だけを処分場にしないという括りが不自然である。
 - …安全確認を、委員長が指名した者また、学識経験者で実施するとのことだが、具体的に持ち込まないということが証明できるとは疑問だ。
 - …安全確認委員会は「研究所」に限らず、広く東濃地域、若しくは県内が処分場にならないことを目的として、市民の意思を汲み上げ委員会を作られたい。
 - …設置の趣旨に関して「持ち込まない。処分場にしない」の方法論に関して不明瞭であり、このままでは参加できない。
- 事務局…専門家の調査で確認できると思う。
 - …方法については今後検討して実施する。
- 地元代表…要綱の修正は？
- 事務局…事務局で協議、検討し、委員会で説明する。
- 地元代表…研究所を処分場にしないことを委員会で確認するとは、具体的にどのようなことか？
- 事務局…協定書の第二項目のことである。
- 地元代表…この地域が処分場にならないことを行政で意思表示をされたい。例えば、処分場反対など具体的に条例制定するなど。
 - …処分は実施主体がとされているが、安全確認委員会とどういう関連があるのか？、協定書に具体的に折り込まれていない。
- 事務局…実施主体とこの協定書とは関連していない。処分場にしないことは、科技厅原子力局長の立ち会いの下で、四者協定をしている。

- …実施主体が処分場を選定するプロセスは、国が提出しているプロセス表で、「地元の了解を得る。」また、「国が確認する。」とされ、処分場にしないことは、国（原子力局長）が立ち会っているので、処分場にはならない。
- 地元代表…あくまでプロセスであり、基本的に四者協定の一項では処分場にならないとは言えないし、協定に実施主体は入っていない。
 - …安全確認委員会では、この地域が処分場にならないことを確認するのはできない。
 - …土岐市、瑞浪市が、条例などで国、県へ意思表示することが安全確認の意思である。
- 委員長…実施主体が決まり、処分計画が発表されれば、民主、自主、公開の原則で検討される。
 - …基本は、当該地の首長が拒否すれば、処分場にならない。
 - …瑞浪、土岐両市民のだれ一人がここに処分場をとっては考えていない。私もその一人であり、常々明言している。
- 地元代表…条例制定など具体的な提示をされたい。
 - …四者協定の一項だけで、処分場にならない理由とはならない。この一項だけでこの委員会を設置することは無意味である。
- 委員長…委員委嘱を受けることについては、地元へ持ち帰り検討することでよいか。
- 地元代表…委員会の目的として、研究所の括りではなく、範囲を広げた安全確認とされたい。
- 委員長…安全確認の範囲を研究所のみでなく、範囲を広げた委員会とされたいとの意見についてどうか。
- 日置副委員長…東濃地科学センターの事業として、広域地下水流動調査もあるが、この委員会は、四者協定に基ずく委員会であり、超深地層研究所の安全確認の機関として発足すべきと理解している。
- 青木委員…この委員会は研究所の安全確認委員会と理解している。
 - …計画の一環として、研究と処分とは別と考える。
 - …研究所を処分場にしない。また、持ち込まないことを確認するため、参加している。
- 地元代表…研究所を処分場にしないために、自治体が意思表示しなくてはならない。
 - …河合地区は研究所の隣接地域で、研究所に関連した調査を実施している。研究所に絞るのは不自然である。
 - …確認範囲は、「面」として対象とすべきと理解している。
- 青木委員…最小限その「点」は守りたい。
 - …原子力廃棄物に対する不安は理解しているが、研究所には持ち込まないことは当然であるし、周辺地域にも持ち込まない。そうあるべきと思う。
 - …研究所とは、建物とその研究に関連したフィールドと理解している。
- 地元代表…月吉地区は、反対の立場は変わっていない。

- …協定書調印について、待ってほしい旨の申し入れをしたにもかかわらず、調印され、住民も不安である。処分場候補地が決まってから研究所を設置してもよいと地元は考える。
- …この地は、安定している、アクセスが良い、公有地が多い、処分場は研究所と一体とも聞く、研究所ができると処分場になる危険性が非常に高い。あくまで抵抗していく考えである。
- …安全確認委員会を設置することは、処分場になる危険性がある。
- 委員長…条例制定すべきとの意見であるが、高レベル放射性廃棄物は、1体 400kgのガラス固化体で、現在12,000本あり、毎日発生している。安全に処理すべく21世紀の我々に課せられた大きな問題である。簡単に条例でもって決める事はいかなものか。
- …役割分担として、瑞浪市、土岐市及び東濃地域で、将来を見据え、安全性を確保するための研究のみの機関であることを確認しておきたい。
- 地元代表…その内容は廃棄物を受け入れてもいいと、私はとらえている。
- 委員長…廃棄物は、一切受け入れないし、処分場にしないと言っている。
- 地元代表…地元の意見は、研究所だけでなく、東濃、土岐市、瑞浪市を含めた範囲で考えられたい。
- 委員長…この委員会は、四者協定に基づく超深地層研究所の安全確認委員会として開催している。
- …地元代表の提案は議事録に止めておく。
- 地元代表…研究所を処分場にしないためにもこの地域の意思表示をしなければならない。
- 委員長…十分意思表示はしている。
- 地元代表…形に表して欲しい。
- 委員長…意見として受け止めておく。
- …本日は、超深地層研究所の安全確認委員会として、概要説明に基づき進行させていただく。
- …設置要綱の第2条2項の「委員長が指名する者を同行させることができる」の立ち入り調査については、「委員会で推薦し、委員長が指名する」としたらどうか。審議する。
- 塩谷委員…「委員会で推薦し、委員長が指名する」で異議なし。
- …研究所完成後の立ち入り調査は当然であり、施設の設計図また、建設途上で立ち入り調査も、委員会が要請すれば受け入れていただけるか？
- オザバー村…委員会で決められた事に対し、オープンに進めさせていただく。
- 日置副委員長…「委員会で推薦し、委員長が指名する者を同行させることができる」が良いと思う。
- 地元代表…研究所のみでなく、研究所若しくは関連した研究施設と面を広げていただけないか。関連施設全てを対象とされたい。
- 日置副委員長…安全確認委員会は、四者協定に基づく第1項の研究所について、安全確認を

する委員会であり、関係自治体は委員会設置するという覚書きに基づき発足、動燃も了承して設置するものである。

- 地元代表…研究所を設置のため、予備調査として広い面の調査がされ、面も関連施設として該当になるのでは。縦坑に絞るのは問題である。
- 青木委員…研究所というのは建物だけではなく、研究所が研究のため実施するボーリングも研究所と捕らえるべき。例えば名大の地震科学研究は、中部地方に20箇所の観測計があり、観測所として全部を指す。
- 委員長…本日は、四者協定に基づき超深地層研究所であり、動燃の研究等の情報の公開の審議は別とする。
- 地元代表…超深地層研究所計画資料で10年度は、地下の地質構造や地下水の動き、水質等調査のため約1,000メートルのボーリングを掘削することから調査含め超深地層研究所の一環である。点だけに特定するのはおかしい。面（周辺地域）で押さえられたい。
- 日置副委員長…協定書では、「研究所」となっている。あくまでも安全確認の対象は超深地層研究所と理解すべきで、研究所が行なう研究は対象事項と思う。
- 委員長…超深地層に関する研究について動燃から説明されたい。
- オザワ-裕…手持ちの資料は、超深地層研究所の計画について紹介したものと思うが、ここでは超深地層研究所で実施する作業内容を示している。
- 石川委員…協定書に基づいた委員会はこれでいかざるを得ない。面的な部分については整理が必要と考える。
 - …協定書に基づいたこの安全確認委員会は設置する。しかし、超深地層研究所だけの調査確認ではなく、その他の研究調査についての関連施設全てここに包含する文言を入れ、この安全委員会をまず立ち上げ、点での整理は次の段階で取り組めば良いのでは。
 - …第1条の研究所を、面での立入りができることを再度確認し、立入調査は、委員会及び委員長が了解したものは良い、の文面にしては。
- 委員長…所掌事項の第2条第2項の立入り調査については、「委員会で推薦し」を加える事について異存ないか。

『声なし』

…超深地層研究所に限定せず『関連施設』とする意見は。

- 日置副委員長…意見として理解できるし、河合地区の地下水流動調査に対する不安もわかるが、この委員会は四者協定の第1項からくる場の概念であり、第1項が守られているか確認するための任務として出発するものであると思う。
- 石川委員…現状判断すれば、動燃はあらゆる努力を払って地域住民の信用を得たい状況にある。協定書に違反しない限り、立ち入り調査の範囲を広げる解釈、理解してもいいのでは。
 - …住民の理解を深めるとすれば、柔軟な考えをもっても良いのでは。
- 委員長…この委員会は、四者協定に基づいて立ち上げるものであるが、研究所を関連

施設についてどうするかは早急に四者で検討し、委員会で説明することとしたいがいかがか。

…第1回委員会として立ち上げ、今後、所掌事項、組織等検討しこの委員会の目的とする調査、確認を進めていく。

- 小栗委員…地区代表の方々は、動燃の調査、研究が処分場に、と不安を抱いているが、この委員会は四者協定に基づく委員会であると理解している。
- 地元代表…「四者で協議検討の上、結論を」との事であるが、坪谷理事が超深地層研究所に周辺のボーリングも超深地層研究であると説明された。周辺地域も含まれると理解するのが当然で、それを四者で検討すること事態が理解できない。
- オザワ-裕…示された資料は、超深地層研究所の用地の中の作業について示しており、用地内でボーリングをするということである。
- 地元代表…敷地内でのボーリングと、4キロ四方と全く関係ないとは理解できない。
- オザワ-裕…超深地層研究所の外の部分は、広域地下水流動調査の研究であるが、その研究の成果は、超深地層研究所計画に反映される。
- 委員長…委員会設立について、四者協定に基づく委員会として皆さんに参集いただいた。研究所について、周辺地域、関連施設など範囲に対する意見を承ったが協定に基づく委員会であるので、少し時間をいただき四者で検討し、次回委員会で報告することとしてよいか。

『異議なし』の声

…所掌事項の第2条第2項について、「前項第2号の研究所の立入調査については、委員長が指名する者を同行させる事ができる。」を「前項第2号の研究所の立ち入り調査については、委員会で推薦し、委員長が指名する者を同行させる事ができる。」と「委員会で推薦し、」加えることとで検討するが。

『異議なし』の声

- 事務局…委嘱状については、後日送ります。
- …地元代表者は、地元で確認をされてからとします。

『はい』の声

(以上)